

徳島県告示第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
勝浦川土地改良区

- 二 退任役員

役員名	氏名	住所
理事	松原 薫	徳島市大谷町紅葉山三
同	大木 茂樹	小松島市中田町字狭間七